

災害後の「被災中小企業・小規模事業者対策」について

2019年9月9日の「令和元年台風第15号」に続いて、10月12日に「台風第19号」が東日本や東北地方に甚大な被害を及ぼしました。今回は、このような自然災害の際に実施される「被災中小企業対策」についてまとめておきますのでご確認ください。

基本的な流れとしては、まずは「災害救助法」による対策です。さらに被害が拡大していると判断された場合は「激甚災害」指定による対応策が実施されます。また、関連省庁や地元自治体、金融機関などから対策が公表されるので必ずご確認ください。こういう対策を利用するポイントは、何しろ早め早めに各相談窓口に足を運ぶことです。

「災害救助法」による対策

自然災害によって事業者が被災を受けた場合に、「災害救助法」の適用により、被災事業者対策を行います。具体的な対策は以下の通りです。

- 1) 特別相談窓口の設置
- 2) 災害復旧貸付の実施
- 3) セーフティネット保証4号の適用
- 4) 既往債務の返済条件緩和等の対応
- 5) 小規模企業共済災害時貸付の適用

一例として台風第15号の際の該当ページをご案内しておきますのでご確認くださいませ。

<参考> <https://bit.ly/2kzP14U>

「激甚災害」による対策

さらに被害が甚大な場合は、激甚災害に指定される場合があります。激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられます。中小企業施策については以下のような施策が実施されます。

- 1) 中小企業信用保険法の特例(災害関係保証)の実施(信用保証協会)

- 2) 政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引下げの実施(日本政策金融公庫等)

1)については、一般保証とは別枠(普通保険2億円、無担保保険8,000万円、特別小口保険1,250万円)で保証します(二階建て保証)。

また、中小企業信用保険法の特例(災害関係保証)は、事業所または主要な事業用資産に係る罹災証明を市等から受けた中小企業者に対して一般保証とは別枠で保証されますので、速やかに(罹災証明の)手続きをする必要があります。

現在、千葉県、雑賀県などを対象に激甚災害指定が閣議決定(10月11日)されたばかりでした。そちらの該当ページをご確認ください。

<参考> <https://bit.ly/2VDWQED>

「省庁、自治体、金融機関」など

また関係窓口からも対応策などについて公表される場合がありますので、そちらも随時確認しましょう。なお、被災中小企業対策の基本窓口は「中小企業庁」になります。頻繁に情報を確認してください。

<中小企業庁> <https://www.chusho.meti.go.jp/>

その他、以下、一覧しておきます。TOP ページのニュースリリースなどを注目してください。

<各経産局> <https://bit.ly/35v2bTf>

<金融庁> <https://www.fsa.go.jp/>

<全銀協> <https://www.zenginkyo.or.jp/>

<日本公庫> <https://www.jfc.go.jp/>

<保証協会> <https://bit.ly/2N71y8c>

<信用金庫> <https://www.shinkin.co.jp/>

<信用組合> <https://www.shinyokumiai.or.jp/list/>

<全国自治体> <https://bit.ly/2JorF8I>

<国税> <https://www.nta.go.jp/>

<年金機構> <https://www.nenkin.go.jp/>

また、事業者の方は、被災に会う前に緊急行動プランを策定しておきたいです。いわゆる、「BCP(事業継続化計画)」の策定や本年度に成立した「事業継続力強化計画」の認定制度についても確認しておきましょう。<詳細> <https://bit.ly/2kkiRKs>